

判例研究

〔商法 六一六〕

任期短縮の定款変更による退任取締役と会社法三三九条二項

名古屋地判令和元年一〇月三十一日、平成三〇年(ワ)第二六二七号損害賠償請求事件、金判一五八八号三六頁

〔判示事項〕

- 一、取締役の任期途中において、その任期を短縮する旨の定款変更がなされた場合、その変更後の定款は在任中の取締役に対して当然に適用される。
- 二、任期短縮の定款変更には取締役を退任させる目的が含まれていたとできるときは、会社法三三九条二項が類推適用される余地がある。
- 三、取締役としての地位が定年までの生活保障のために与えられたものであったことから、取締役に再任しなかったことについて「正当な理由」があるとして、損害賠償請求は認められない。

〔参照条文〕

会社法三三九条二項

〔事実〕

Y（被告）は、A農業協同組合（以下、「A」という）管内の農家に対する営農支援事業等を目的とする株式会社である。なお、株式会社Y（以下、「Y」という）の原始定款において、取締役の任期は、選任後一〇年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされていた。X（原告）は、平成二〇年六月二一日開催のAの総代会で理事に選任されるとともに、同日開催の理事会で常務理事に選任された。Aの常務理事の

任期は三年であり、Aの慣習により、少なくとも一度は再任され、三年で退任することはなかった。

しかし、Xは、この慣習に反して、平成二三年六月二二日開催の総代会の終結をもってAの理事を三年で退任することとなった。もっとも、XはAの定年まで一年以上残されていたことから、その生活保障のため、子会社の役員ポスト等の適当な役職を用意すべきこととされ、Xは、平成二三年七月一日に株式会社Yの取締役就任した。なお、Aの組合長またはAの常務理事であるYの取締役は、いずれもYから報酬を得ていなかったが、XはYの取締役の在任中に報酬を得ていた。平成二六年、Xは、自身がYの取締役及び代表取締役就任して三年を経過したことから、Yの取締役及び代表取締役を辞任するようにAの組合長に要請されたが、これを拒んだ。

その後、Xは、平成二九年七月三十一日、Yの代表取締役を辞任したが、Xが代表取締役を務めていた間の各決算期において、Yはいずれも営業損失を計上した。平成二九年一〇月一八日開催の臨時株主総会において、Yの取締役の任期に係る定款規定が、選任後一年以内へと変更された(以下、「本件定款変更」という)。そして、Yは、平成三〇年五月二四日に定時株主総会を開催したが、当時のYの

取締役のうち、Xのみが取締役に再任されず、同定時株主総会の終結により、任期が終了した。

そこで、Xは、会社法三三九条二項の類推適用を理由に、Yに対して当初の任期満了日までの得べかりし報酬相当額の損害の賠償を請求した。

〔判 旨〕

請求棄却。

「取締役の任期途中において、その任期を短縮する旨の定款変更がなされた場合、その変更後の定款は在任中の取締役に對して当然に適用されると解することが相当であり、その変更後の任期により任期が満了した者については、取締役から退任する。」

そして、会社法三三九条二項は、株主総会の決議によって解任された取締役は、その解任について「正当な理由」がある場合を除き、会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる旨定めているところ、取締役の任期中に任期を短縮する旨の定款変更がなされて本来の任期前に取締役から退任させられ、その後、取締役として再任されることがなかった者について、その趣旨が同様にしてはまるか否かは、なお議論の余地があるものの、

本件定款変更による取締役の任期の短縮には、原告を被告の取締役から退任させることがその目的に含まれていたということが出来るから、本件においては、会社法三三九条二項が類推適用されるとする余地もあり、被告が原告を取締役として再任しなかったことについて、「正当な理由」があるか否かについて検討する。」

「原告はJAの理事を三年で退任することにより、JA職員の定年より前に収入を失うことになる救済のために、報酬のある被告の取締役及び代表取締役就任したものであり、その地位は、原告に収入を得させるためのもの、即ち生活保障のために与えられた地位であったといえる。また、原告が被告の代表取締役に就任していた間、いずれも営業損失を計上し、原告の手腕によって経営が改善されたということもなく、原告が被告の取締役に就任している期間を通じて、生活保障のために与えられたという地位に変化がなかったといえること、原告は、七年近く被告の取締役の地位にあり、その在任中、四、七〇〇万円を超える報酬を得ており、生活保障としては十分な金銭を得ていることなどに鑑みると、原告を被告の取締役として選任した目的は、本件定款変更による任期が終了した時点で既に達成しており、原告を被告の取締役に再任しなかったことにつ

いては、「正当な理由」がある」とした。

〔研究〕

一 取締役の任期は、原則として二年であるが、定款または株主総会の決議によりその任期を短縮することができる（会三三二条一項）。他方で、公開会社でない株式会社（以下、「非公開会社」という）にあつては、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社であるものを除き、定款の定めをもって、その任期を選任後一〇年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで伸張することができる（同条二項）。そして、役員（取締役、会計参与、監査役）及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる（会三三九条一項）。これにより解任された者は、その解任について「正当な理由」がある場合を除き、株式会社に対して、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる（同条二項）。

平成一七年改正以前の商法では、取締役を理由の如何を問わず、また任期中でも自由に解任しうるとしていたものの、決議要件を特別決議とした。しかし、平成一七年会社法で、取締役等役員解任決議の要件を、再び原則として

普通決議事項とした(会三四一条)。これは、株式会社において、株主の支配権を確保するために取締役の解任自由を制限しないことと、取締役の地位の安定に配慮する必要性とのバランスを図るために設けられたという(相澤哲編著『一問一答新・会社法』(商事法務、平成一七年)一二三頁)。

本件は、取締役の任期途中において任期変更の定款変更によって、その任期が満了となり再任もされなかった取締役が、会社に対して定款変更前における任期中間の取締役の報酬の損害賠償を求めた事案である。そこで、まず定款変更により任期短縮となり解任された取締役に会社法三九条二項の類推適用の可否の問題(争点1)を検討し、次に、同条二項が類推適用されるとして、その場合の「正当な理由」の有無(争点2)を検討する。最後に、正当理由がある場合において、損害の賠償についてどのように考えるか(争点3)を検討する。

二 取締役の任期は、原則として、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであるが(会三三二条一項)、非公開会社(会二条五号参照)にあつては、定款により、選任後一〇年以

内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することができる(会三三二条二項)。こうしたなかで、取締役の任期の伸長または短縮にかかる定款変更の決議が成立した場合に、在任中の取締役の任期が当該定款で定めた期間に変更されるのが問題となる。

本件では、「取締役の任期途中において、その任期を短縮する旨の定款変更がなされた場合、その変更後の定款は在任中の取締役に對して当然に適用されると解することが相当であり、その変更後の任期により任期が満了した者については、取締役から退任する。」としているものの、その理由付けはしていない。この点について、法務省民事局による通達では、「定款を変更して取締役の任期を短縮した場合には、現任の取締役の任期も短縮され、定款の変更時において既に変更後の任期が満了しているときは、当該取締役は退任することとなる(昭和三五年八月一六日付け法務省民事局第一四六号法務省民事局第四課長心得回答参照)。(法務省民事局「会社法の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて」(平成一八年三月三一日民商第七八二号通達)四五頁)、としていた。判例も、こうした実務上の取扱いに準拠している(東京地判平成二七年六月二九

日判時二二七四号一（一三頁）。学説においても、こうした取締役の任期を変更する定款変更の効力は、在任中の取締役に及ぶと解する見解が有力である（岩原紳作編『会社法コンメンタール7―機関（1）』（商事法務、平成二五年）四六一頁（榊素寛）、中村信男「非公開会社の取締役の任期短縮の定款変更による事実上の解任と退任取締役の救済」鳥山恭一ほか編『現代商事法の諸問題』（成文堂、平成二八年）八三七頁）。本件も、こうした流れに沿うものである。取締役の任期は、単に委任契約の内容ではなく、会社法の規定により定められるものであり、会社法の許容する範囲内で定款を持って伸張・短縮することができる（会三三二条）にすぎず（佐藤誠「任期途中で解任された取締役の損害賠償請求権について」産大法学五〇巻三・四号（平成二九年）三四七頁）、監査等委員会や指名委員会等を置く旨の定款の変更をした場合、取締役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了するとなっている（同条七項）。その取り扱いも、本件のような、取締役の任期を一〇年と定めたような非公開会社が当該定款を変更して、取締役の任期を短縮する場合にも異ならない（中村信男・前掲『現代商事法の諸問題』八三七頁）。この点に關する本判決の判旨には賛成できる。

三 前述のように考えた場合、取締役の任期を短縮する旨の定款変更の効力が在任中の取締役に及ぶとするならば、その定款変更後の任期により任期が満了することとなるが、その際、会社法三三九条二項が類推適用されるかが問題となる（争点1）。

本件では、「取締役の任期途中で任期を短縮する旨の定款変更がなされて本来の任期前に取締役から退任させられ、その後、取締役として再任されることがなかった者について、その趣旨が同様に当てはまるか否かは、なお議論の余地があるものの、本件定款変更による取締役の任期の短縮には、原告を被告の取締役から退任させることがその目的に含まれていたということができ、本件においては、会社法三三九条二項が類推適用されるとする余地」があるとしている。本件は、定款変更の目的がXを取締役から退任させることが含まれているから、同条二項の類推適用の余地があると述べるに留まり（伊藤雄司「任期短縮による取締役の退任と会社法三三九条二項」法学教室四七八号（令和二年）一三八頁、内藤裕貴「任期短縮の定款変更により退任した取締役の不再任に係る「正当理由」」新・判例解説 *Wells* 商法一三四号（令和二年）三頁）、その類推適用の理由は述べていない。本件判示によれば、定款変更

により退任させることを目的としないのであれば、不再任ということがあっても、同条二項の類推適用にならないという意味なのか不明であるものの、こうした事案においては同条二項を類推適用している。

このような定款変更による取締役の退任といった事案において、判例も、会社法三三六条二項を類推適用できるとしており（前掲判例・東京地判平成二七年六月二九日）、この評釈でも、こうした結論に対して賛成をしている（高橋均「定款変更により退任となった取締役の損害賠償」ジュリスト一四九六号（平成二八年）九三頁、中村信男「取締役の任期を短縮する定款変更による取締役の退任と会社法三三九条二項の類推適用」法律のひろば二〇一六年三月号六九頁）。

取締役の任期を短縮する定款変更に伴い退任取締役が、もし再任されないのであれば、任期中中で解任された場合と実質的に同じ状況が生じることになる（加藤貴仁「取締役の任期変更による取締役の退任と会社法三三九条二項の類推適用」私法判例リマックス五四（平成二九年）八三頁）。また取締役を任期中中で株主総会決議により解任した場合には正当理由がないために損害賠償責任を負わされることになる非公開会社が、取締役の任期を短縮する定款

変更の方法を介すること、その責任を不当に免れることを許すことになるので（中村信男・前掲論文『現代商事法の諸問題』八三九頁）、こうした定款の変更は、取締役の解任と同様の効果を発生させるものとなるので、同条二項の類推適用を認めるべきであり、本件において、結果として同条二項を類推適用したことは賛成できる。

四 今回のような事案において、会社法三三九条二項が類推適用される場合、その解任について「正当な理由」がない限り、会社は、その取締役に対して損害の賠償をすることになる。すなわち、解任取締役に対する損害の賠償として「正当な理由」があるか否かが問題となるが、その際の判断の枠組みをどのように考えるのであろうか（争点2）。

本件においては、「会社法三三九条二項が類推適用されるとする余地もあり、被告が原告を取締役として再任しなかったことについて、「正当な理由」があるか否かについて検討する。」とし、そして「原告を被告の取締役に再任しなかったことについては、「正当な理由」がある」としている。本件では、解任後の株主総会で再任されなかったことにつき、「正当な理由」と判示している。従来の下級審判例（前掲判例・東京地判平成二七年六月二九日）と同

様の判断となっている。

しかし、この判例に対しては、「正当な理由」があるか否かの判断的枠組みには、見解が分かれている。定款変更の理由とともに、不再任に正当な理由があるかどうかをも合わせて判断すべきであるとする説（高橋均・前掲九四頁）、総合的に勘案されることを前提に、解任の脱法行為と評価される場合に適用するとする説（来住野実「取締役の任期に関する定款変更により取締役から退任した者について会社法三三九条二項の類推適用が認められた事例」法学研究九〇巻五号（平成二九年）三九頁）、定款変更と相關的に判断すべきとする説（三浦治「任期を短縮する定款変更による取締役の退任と会社法三三九条二項の類推適用」金融・商事判例一五一〇号（平成二九年）二〇頁）があり、解任だけでなく、不再任をも含めるべきとしている。他方で、会社には退任した取締役を再任する義務はなく、退任した取締役を会社が再任しなかったことについて正当な理由を問題にする余地はなく、定款変更による取締役の任期短縮につき「正当な理由」の判断をすべきとする説がある（中村信男・前掲（法律のひろば）七〇頁、鳥山恭一「任期短縮の定款変更により退任させられた取締役の会社に対する損害賠償請求」法学セミナー七三九号（平成二八

年）一一九頁、大野尚「取締役の任期途中における任期に関する定款変更」法と政治六七巻四号（平成二九年）一一二二六頁以下）。

定款変更による取締役の任期短縮につき「正当な理由」の判断をするとなると、会社としては、取締役の任期短縮の理由については、より一層の緊張感をもって経営を行ってもらうためというようなことを主張するであろうし、株主総会による取締役の選・解任を通じて取締役に対するコントロールをはかることで、株式会社のガバナンスを向上させようとする近年の流れに、非公開会社もこうした方針に沿って行くという主張がなされる可能性はなくはないであろう。仮に経営の対立があるような場合でも、主要な目的がこうした理由となれば、解任の正当性が認められてしまいう可能性があるのかもしれない。また、会社に取締役の任期を短縮する定款変更だけで、取締役を事実上解任したのと同様の効果をもたせることができってしまう方法を許すことになり、会社法三三九条二項に基づく損害賠償責任を容易に免れることができてしまうことになるという指摘があるかもしれない。しかし、会社法では、その者を再任するかどうかは株主総会の判断に委ねられる事柄であるから、会社には取締役を再任する義務はなく、再任しないことに

正当な理由も必要はない(鳥山恭一・前掲一一九頁、佐藤誠・前掲三四九頁)。同条二項は、株主総会による解任の自由の保障と役員などの任期に対する期待の保護との調和を図る趣旨で政策的措置で定められたものであり、その法的性質は法定責任とされている(加藤貴仁・前掲五二九頁)。それ故、取締役の利益は損害賠償により保護されるにすぎない(河村尚志「任期を短縮する定款変更による取締役の退任と会社法三三九条二項の類推適用の可否および賠償の範囲」判例時報二二九九号(平成二八年)一四九頁)。再任を含めようと、取締役の解任が自由でなくなり、すなわち取締役の地位を保障することになってしまいい、かえって同条二項の趣旨に反することになるのではないだろうか。そして、同条二項は、「解任」についての正当な理由が要求される必要があるから、同条二項を類推適用するとしても、少なくとも「解任」に相当する場面、すなわち、定款変更により、「事実上の解任」となった事実である必要がある。また同条二項の正当な理由なく解任した取締役の任期に対する期待と、取締役の任期を短縮する定款を変更したことで任期満了にして退任させた取締役の任期に対する期待とは、さほど違いはないと考える。このように考えると、本件では、「被告が原告を取締役と

して再任しなかったことについて、「正当な理由」があるか否かについて検討する。」として、会社法三三九条二項を適用するにあたり、不再任の理由を検討しているが、本件のこうした理論構成には疑問がある。

本件の正当理由に関する認定事実によれば、「その地位は、従来の役員体制とは別目的で創設された地位での就任であり、原告に収入を得させるためのもの、即ち生活保障のために与えられた地位であったこと」を不再任の理由としているようであるが、前述のように再任したことに正当な理由はないし、そもそも会社法には、取締役の地位を生活保障のための地位・報酬という考えはない。あくまでも、取締役の報酬はその職務執行の対価という性質のものである。

また、本件判示によれば、「原告が被告の代表取締役就任していた間、いずれも営業損失を計上し、原告の手腕によって経営が改善されたということもなし」としている。会社法三三九条二項の正当理由について、判例は、①職務遂行上の著しい法令定款違反があった場合(東京地判平成八年八月一日商事法務一四三五号三七頁)や、②心身の故障のために職務遂行に支障がある場合(最判昭和五七年一月二一日判時一〇三七号一二九頁)には、解任に正当な理

由があるとしてきており、こうした判決に賛成するものもある（近藤光男「会社経営者の解任」四〇五頁、大山俊彦・金融・商事判例六五五号五〇頁、酒巻俊雄・税経通信三九卷一号二八〇頁。ただし、江頭憲治郎「監査役解任の正当事由の存否」ジュリスト八六五号（昭和六一年）一一二頁、中村一彦「商法二五七条一項但書にいう「正当な事由」がないとはいえないとされた事例」法律のひろば三六卷六号（昭和五八年）七三頁）。多くの学説も、このように考えているようである（加藤貴仁・前掲五三五頁）。さらに、③職務への著しい不適任（経営能力の著しい欠如など）についても（例えば、東京高判昭和五八年四月二八日判事一〇八一号一三〇頁など）、多くの見解は解任の正当な事由にあたりとされる（加藤貴仁・前掲五三五～五三六頁）。

こうした判例や学説の状況からすると、本件判旨は「原告が被告の代表取締役就任していた間、いずれも営業損失を計上し、原告の手腕によって経営が改善されたということもなし」とするだけで、解任の正当理由とすることができるのであろうか。本件認定事実では、原告の職務遂行上の著しい法令違反があったという指摘は全くない。また、経営成績の不振という点と原告への処遇との因果関

係についても認定されていないなかで、職務への著しい不適任と捉えることも難しいであろう。

本件判示によると、原告Xの地位が生活保障のためのものであり、定款変更による任期が終了した時点で既に目的を達していることから「正当な理由」が認められるとしているが、こうしたことは、これまで裁判例や学説によって類型化された「正当な理由」のいずれにも当てはまるものではなく（内藤裕貴・前掲四頁）、異例なものである（伊藤雄司・前掲八二頁）。

以上のことから、本件を事実上の解任と捉え、会社法三三九条二項を類推適用とした場合、会社にはその解任について「正当な理由」がないと考える。

五 解任に正当な理由がある場合を除き、解任された取締役は会社に対して損害賠償を請求できるが（会三三九条二項）、本件においてはその解任に「正当な理由」がないとなると、その賠償されるべき範囲が問題となるが（争点3）、その賠償の範囲については争いがある。

同条二項の趣旨を法定責任ととらえる多数説は、その損害の範囲については、役員等が解任されなければ在任中及び任期満了時に得られた利益の額であると解されてきた

(加藤貴仁・前掲五三二頁)。判例も、同様に解されていたところであった(神戸地判昭和五四年七月二七日判時一〇一三号一二五頁、大阪高判昭和五六年一月三〇日下民集三二卷一〇四号一七頁、東京地判昭和六三年二月二六日判時一二九一号一四〇頁)。しかし、前掲判例・東京地判平成二七年六月二九日では、「五年五ヵ月以上もの長期にわたって、会社の経営状況や取締役の職務内容に変化がまったくないとは考えがたく、そのままの月額報酬を受領し続けることができたと推認することは困難であって、その損害額の算定期間は、退任した日の翌日から二年間に限定することが相当である」とした。こうした判決に対する評釈の多くは、損害額を二年と限定した理由を詳細に判示すべきであり、正当な理由なき解任に伴う損害の賠償額は、残任期間がいかに長くても、その残存任期をもとに算定される退任取締役が得べかりし利益であるとする(中村信男・前掲(法律のひろば)七二頁、河村尚志・前掲一五二頁、高橋均・前掲九三頁、加藤貴仁・前掲(私法判例リマークス五四)八四頁、来住野究・前掲四二頁)。

他方で、損害賠償の範囲を二年に限定する説がある(佐藤誠・前掲三五三〇三五頁、三浦治・前掲二〇頁、大野尚・前掲一一二六頁以下、池野千白「旧商法二五七条一項

但書と会社法三三九条二項」CHUKYO LAWYER 二七号(平成二九年)一頁以下、隅谷史人「任期短縮の定款変更による取締役の事実上の解任と会社法三三九条二項の類推適用」登記情報六八〇号(平成三〇年)九〇〜九一頁)。その理由として、賠償の額とは、原則として、残存任期中間の報酬相当額の補償であり、取締役の任期が一〇年に伸張されている場合には、標準的な株式会社における取締役の任期である二年である(佐藤誠・前掲三五五頁)。

本件判示によれば、原告Xは「定年より前に収入を失うことになる救済のために、報酬のある被告の取締役及び代表取締役就任したものであり、その地位は、原告に収入を得させるためのもの、即ち生活保障のために与えられた地位であったといえる。また、原告が被告の代表取締役に就任していた間、いずれも営業損失を計上し、原告の手腕によって経営が改善されたということもなく、原告が被告の取締役に就任している期間を通じて、生活保障のために与えられたという地位に変化がなかったといえること、原告は、七年近く被告の取締役の地位にあり、その在任中、四、七〇〇万円を超える報酬を得ており、生活保障としては十分な金銭を得ていることなどに鑑みると、原告を被告の取締役として選任した目的は、本件定款変更による任期

が終了した時点で既に達成しており、原告を被告の取締役
に再任しなかったことについては、「正当な理由」がある」とし、原告の被告に対する請求には理由がないとした。こ
うしたことからすると、この裁判所の考えとしては、取締
役の職務内容や任期についての会社・取締役間の（暗黙
の）合意や了解を考慮してのものとみることができるとも
しれない（伊藤雄司・前掲一三八頁）。すなわち、非公開
会社にあつては、決議や登記手数料といったコストを抑え
たいといった趣旨で定款において取締役の任期を伸張する
といったことが行われたりしているが、こうした定款の任
期伸張の意味を、株主数が少ない会社の場合、取締役の改
選は、一般株主の信任を問う手続ではなく、相互に信任を
与え合う手続に過ぎないから、定款で長い任期を定めるこ
とは、経営者同士が株主間契約により相互の地位を保証し
合ひ、契約に違反した場合の損害賠償の予定（民四二〇
条）まで取り決めたに等しい（江頭憲治郎『株式会社法
（第八版）』（有斐閣、令和三年）四〇六―四〇七頁）、と考
えていたのかもしれない。裁判所の認定事実によれば、原
告Xは、従来の役員体制とは別で、生活保障のための目的
での就任であつたが、J Aの地域総括理事会において、
「生活保障のため、子会社の役員のポスト等の適当な役職

を用意すべきこととされた」ようである。そして、「平成
二六年、原告に対し、原告が被告の取締役及び代表取締
役に就任して三年を経過したことから、被告の取締役及び代
表取締役を辞任するよう言った」とのことのようだが、原
告が被告の取締役及び代表取締役に就任するにあたり、取
締役の職務の内容や任期についての（暗黙の）合意や了解
があつたかどうかは、本件からは不明である。もし今回の
ような事件を、取締役の職務の内容や任期についての会
社・取締役間の（暗黙の）合意や了解を考慮したものが
あつたと捉えるならば、こうした事情を斟酌して、「正当
な理由」の有無を判断すべきであつたのではないだろうか
（伊藤雄司・前掲一三八頁）。

前述の通り、本件は、事実上の解任にとらえ、会社法三
九条二項を類推適用するが、その解任について「正当な
理由」がないことから、会社は、その取締役に対して損害
の賠償をすることになると考える。その損害賠償の範囲に
ついては、多数説の考え方である、当該取締役が解任され
なければ得ることができた残存期間中と任期満了時に得べ
かりし利益とするならば、原告Xの主張する「三年の残存
任期間」一分となりそうである。しかし、近年有力に主張さ
れている二年説であれば、その範囲は二年となる。現行会

社法では、公開会社でない会社につき取締役の任期を一〇年に伸張しうることとなったが、会社法制定前後で法定任期に関する前提が異なっているため、通説的見解の考え方が当然に妥当するかは定かではなく（隅谷史人・前掲九〇頁）、会社法三三九条二項は、株主総会による解任の自由の保障と役員などの任期に対する期待の保護との調和を図る趣旨で政策的措置で定められたものであるなかで、任期の伸張により賠償額が多額になれば、会社の解任の事由は事実上制約されることになる（得津晶「株主総会決議による任期一〇年の取締役解任の「正当な理由」」ジュリスト一四七七号（平成二七年）一〇二頁、河村尚志・前掲一五一頁）。よって、本件においては、損害賠償の範囲は二年と考えることになろう。

池島 真策